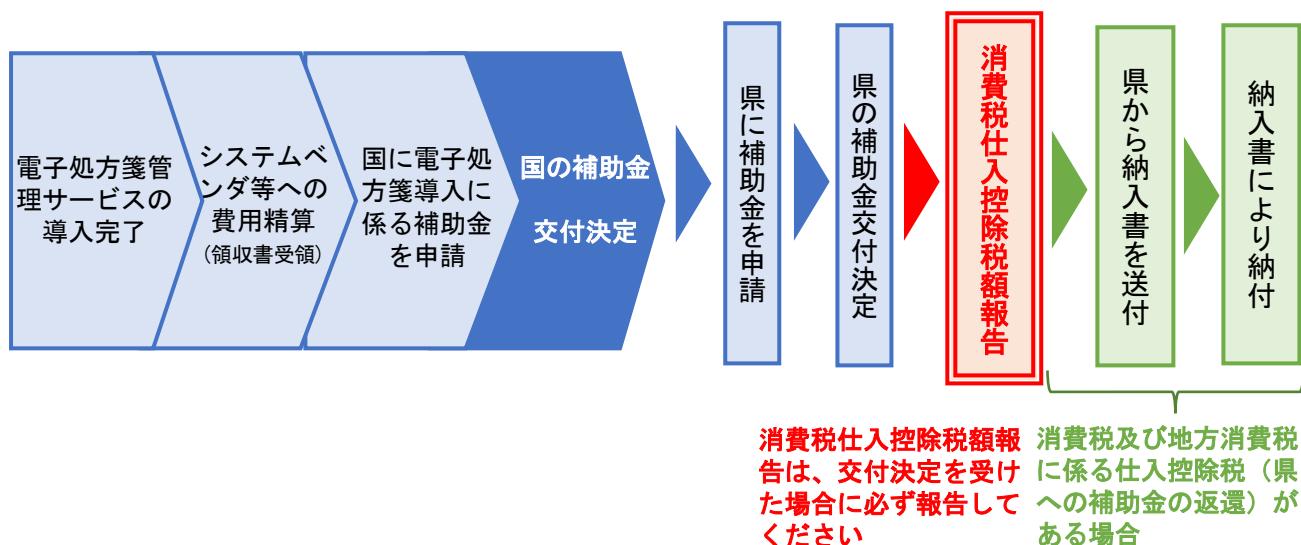


電子処方箋導入促進事業費補助金に関する消費税及び地方消費税に係る 仕入控除税額報告等について

令和7(2025)年 月

栃木県では、電子処方箋の活用・普及促進のため、国（社会保険診療報酬支払基金）の電子処方箋導入に係る補助金の交付を受け、保険医療機関・保険薬局に対し、上乗せ補助を実施しています。

令和6年度に栃木県の電子処方箋導入促進事業費補助金（以下「県補助金」という。）の交付を受けた全ての医療機関・薬局は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定後、返還すべき補助金があるかどうかを確認するため、消費税仕入控除税額報告を行う必要があります。



申請方法

◆申請方法：栃木県電子申請システムによるオンライン申請のみの受付

詳細は、県ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e07/welfare/iryou/yakuchi/r6dennsisyohousennsiirekoujyo.html>

◆申請期限：令和8（2026）年1月30日（金）まで

留意事項

- 仕入控除税額（返還額）の有無に問わらず、必ず消費税仕入控除税額報告を行ってください。
- 令和6年度分が対象です。**令和7年度分の交付を受ける場合の消費税仕入控除税額報告については改めて御連絡します。
- 消費税の申告義務の有無や課税方式（簡易課税方式や個別対応法式など）等については各補助事業者によって異なるため、税理士や税務署に直接お問い合わせください。
- 電子処方箋管理サービス等を課税仕入れした日（支払日など）が属する課税期間の消費税確定申告に基づいて報告してください。
- 報告の内容を審査し、返還額がある場合には、後日、納入通知書等を送付します。

＜県補助金に関する問合せ先＞

病院・診療所：栃木県保健福祉部医療政策課医療指導担当

TEL:028-623-3084

歯科診療所：栃木県保健福祉部健康増進課がん・生活習慣病担当

TEL:028-623-3095

薬

局：栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課薬事審査担当

TEL:028-623-3120